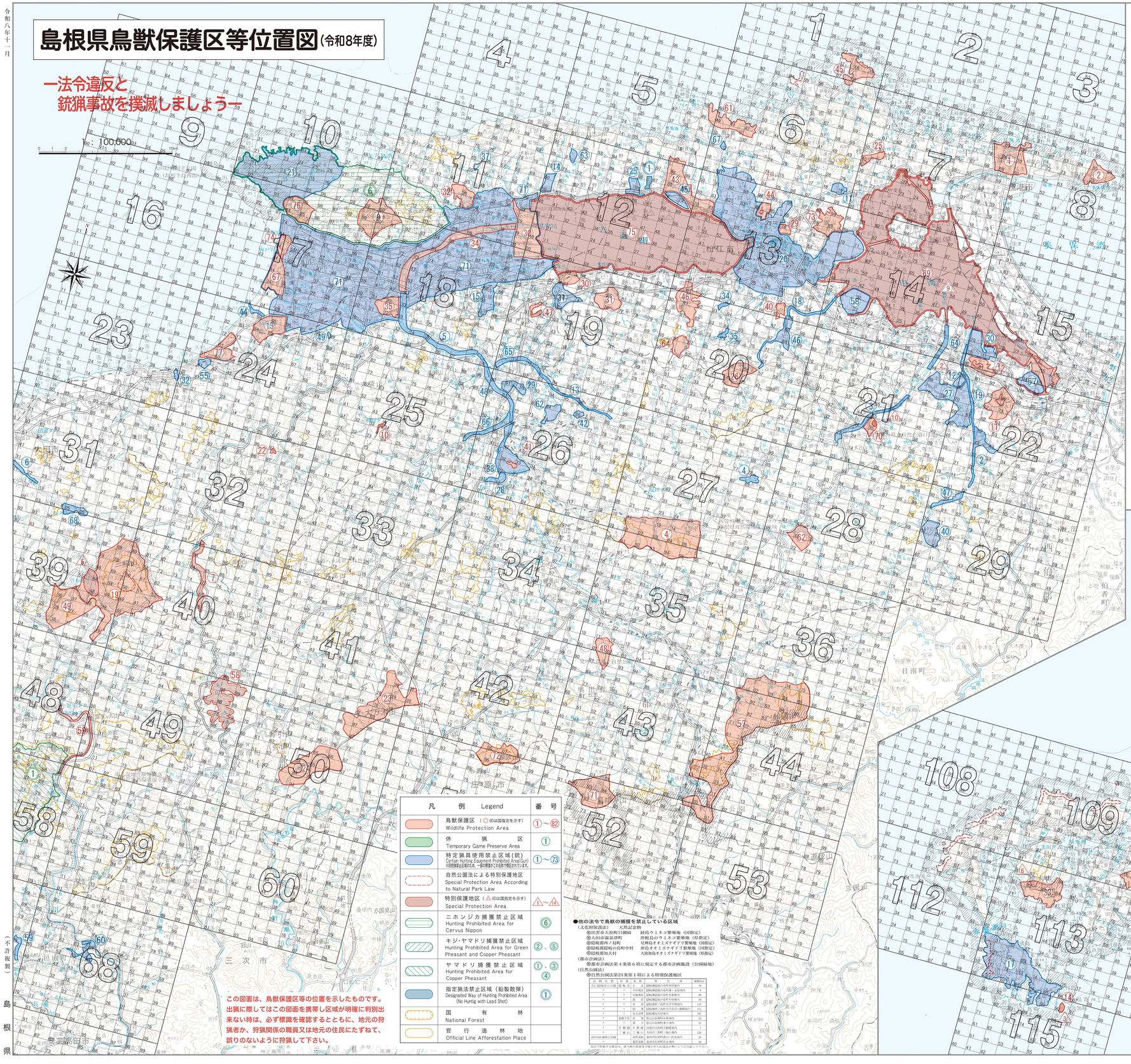
令和八年十一月

島根県鳥獣保護区等位置図（令和8年度）

―法令違反と銃猟事故を撲滅しましょう―

1：100,000



凡例 Legend		番号
	鳥獣保護区（○印は国指定を示す）Wildlife Protection Area	①～㉜
	休猟区 Temporary Game Preserve Area	①
	特定猟具使用禁止区域（銃）Certain Hunting Equipment Prohibited Area(Gun) ※印は国定より広域のため、一部の箇所にのる形で掲記されています。	①～㉝
	自然公園法による特別保護地区 Special Protection Area According to Natural Park Law	
	特別保護地区（△印は国指定を示す）Special Protection Area	△1～△4
	ニホンジカ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Cervus Nippon	⑥
	キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Green Pheasant and Copper Pheasant	②、⑤
	ヤマドリ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Copper Pheasant	①、③、④
	指定猟法禁止区域（鉛製散弾）Designated Way of Hunting Prohibited Area (No Hunting with Lead Shot)	①
	国有林 National Forest	
	官行造林地 Official Line Afforestation Place	

この図面は、鳥獣保護区等の位置を示したものです。出猟に際してはこの図面を携帯し区域が明確に判別出来ない時は、必ず標識を確認するとともに、地元の狩猟者か、狩猟関係の職員又は地元の住民にたずねて、誤りのないように狩猟して下さい。

●他の法令で鳥獣の捕獲を禁止している区域

（文化財保護法）　天然記念物
- ㉝出雲市大社町日御碕　　経ヵラミネコ繁殖地（昭和記）
- ⑨大田市温泉津町　　沖蛇島のウミネコ繁殖地（昭指定）
- ㉞益田市ノ上山町　　星神山オオミズナギドリ繁殖地（昭指定）
- ㉟益田市都茂町大谷町中村　　神島オオミズナギドリ繁殖地（昭指定）
- ㊱益田市知井宮町　　大浜加々オミズナギドリ繁殖地（昭指定）

（都市計画法）
- ㊲都市計画法第４条第６項に規定する都市計画施設（公園緑地）

（自然公園法）
- ㊳自然公園法第21条第１項による特別保護地区

区域名称	区分	地先	面積(ha)	
大山隠岐国立公園	特	益田市匹見町	益田地域国定鳥獣保護区内	4
	特	十中川原	益田地域国定鳥獣保護区内	6
	特	西 河	益田地域国定鳥獣保護区内	28
	特	西 河	益田地域国定鳥獣保護区内	69
	特	杉	益田地域国定鳥獣保護区内	145
	特	国 有	益田地域国定鳥獣保護区内	171
	特	知井宮町	益田地域国定鳥獣保護区内	165
	島根半島・宍道湖	松江市	松江市島根半島地内	23
	特	下	松江市宍道町地内	11
	特	国有林	出雲市大社町日御碕地内	1
	特	大谷町	大田市・浜田市・益田市地内	129
西中国山地国定公園	一般	赤名湖	飯南町頓原町地内	28
	一般	高原高地	益田市匹見町地内	39

※印は下関条約を基点とし、漁労活動が制限や禁止の対象となる海域のうち12浬以上（22.2km）までを示す。

●島根県では、出雲北山山地（出雲市の一部）のニホンジカ捕獲禁止区域を除き、ニホンジカの１日の捕獲頭数の制限を設けていません。
●出雲北山山地については、引き続きニホンジカ捕獲禁止区域を設定し、ニホンジカの狩猟を禁止としています。
●島根県では、イノシシ、ニホンジカの狩猟期間を11月1日から2月末日までとしています。
●環境省告示により、島根県におけるツキノワグマの捕獲は、令和9年9月14日まで禁止されています。

●狩猟道徳を守りましょう。

●狩猟マナー

1．狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものではないという考えをもつこと。
2．獲物の数を誇るような風習をやめること。
3．確実に種類が判別でき、確実に捕獲できると判断した獲物だけを撃つこと。
4．わな、網等に保護鳥獣がかかった場合は、ただちに放獣すること。
5．半矢にした場合は、追跡して回収すること。
6．先着の狩猟者の先猟りをしないようにすること。
7．他の狩猟者が狙っている獲物には、銃口を向けないようにすること。
8．他の狩猟者の撃った獲物が、自分の近くに落ちたら、これを拾って引渡すこと。
9．農耕地や幼齢造林地に踏み込んで、所有者に被害を与えないようにすること。
10．山火事を起こさないように注意すること。
11．電線、電話線に注意すること。

近年狩猟による事故が多発しているので、次のことに注意してください。

(1) 安全装置を過信しないこと。
(2) 矢先を確かめ、安全と猟獣の目信がなければ発射しないこと。
(3) 疲労を覚えたならば、狩猟を中止すること。
(4) 山林内の作業箇所の人身事故に注意すること。
(5) 登下校の時間帯には、人身事故に注意すること。

●ＮＴＴからのお願い

県内には、重要な電話線が各市町村にまたがって架設されております。狩猟期での散弾銃による電話線の被害は、一度被害を受けると通話不能となり、社会全般に迷惑をかけることになります。
狩猟者の皆さんは、電話線が通過している場所では十分注意していただき、事故のないように狩猟をしていただきますようお願いします。
なお、電話線の通過等、詳しくは最寄のＮＴＴへおたずねください。

●鳥獣行政の仕事を取り扱っているところ

区分	主管部課	所在地	郵便番号	電話番号
本庁	農林水産部農山漁村振興監政策室	松江市殿町１	690-8501	0852-22-5169
地方機関	雲南農林振興センター農政課	松江市東津田町741－1	690-0011	0852-32-5661
	奥出雲農林振興センター農政課	雲南市木次町里方51－1	699-1311	0854-42-9056
	飯石農林振興センター農政課	出雲市大津町1139	693-8511	0853-30-5279
	西部農林振興センター農政課	浜田市片庭町254	697-0041	0855-29-5604
	益田農林振興センター農政課	益田市乙吉町イ8265－3	698-8509	0856-72-9561
	隠岐支庁農林局農政課	隠岐郡隠岐の島町城北町１－１	684-8567	08512-2-9672
	隠岐しぜん環境事務所	隠岐郡隠岐の島町西郷甲326	685-8601	08512-2-9646
一般社団法人島根県猟友会事務局		松江市母衣町55	690-0886	0852-22-4129

日の出前、日没後の銃猟は、禁止されています。

◎出猟の際は、日の出、日没の時刻をテレビ、ラジオ、新聞等で確認のうえ、出猟してください。

●島根県主要地の日の出・日没時刻表　（令和8年9月暫計）

月日	区分	松江	浜田	隠岐の島
11月1日	日の出	6：29	6：31	6：28
	日没	17：13	17：18	17：12
11月15日	日の出	6：43	6：44	6：42
	日没	17：02	17：07	17：00
12月1日	日の出	6：58	6：59	6：57
	日没	16：55	17：01	16：53
12月15日	日の出	7：09	7：10	7：08
	日没	16：56	17：02	16：54
1月1日	日の出	7：17	7：18	7：16
	日没	17：05	17：11	17：03
1月15日	日の出	7：16	7：18	7：16
	日没	17：18	17：23	17：15
2月1日	日の出	7：08	7：09	7：07
	日没	17：35	17：40	17：33
2月15日	日の出	6：55	6：57	6：53
	日没	17：49	17：54	17：48
2月28日	日の出	6：40	6：42	6：38
	日没	18：02	18：06	18：00

●島根県における国有林及び県有林で狩猟する場合

国有林へ入林する場合は「**入林届**」を提出してください。
国有林以外も、常時伐木、造林作業のための作業員が仕事に従事している場合が多く、十分注意する必要があります。県有林は、できるだけ責任者の承諾を得てから行動してください。

● 狩猟者登録証の返納について（鳥獣保護管理法第66条関係）

法律により捕獲場所の報告が義務づけられています。

狩猟者登録証裏面の報告様式「狩猟カレンダー」に、狩猟時期、猟の種類、捕獲場所、目的の鳥獣名、捕獲数等を記入の上、狩猟期間が満了してから30日以内に登録証を返納してください。

（記入例）

狩猟者登録証

（第一種銃猟・第二種銃猟）

●網猟なしの場合

| 令和 年度 | 狩猟期間 | 狩猟免許の種類 | 狩猟者登録の種類 | 狩猟鳥獣の捕獲等をした場合の報告 | | |